

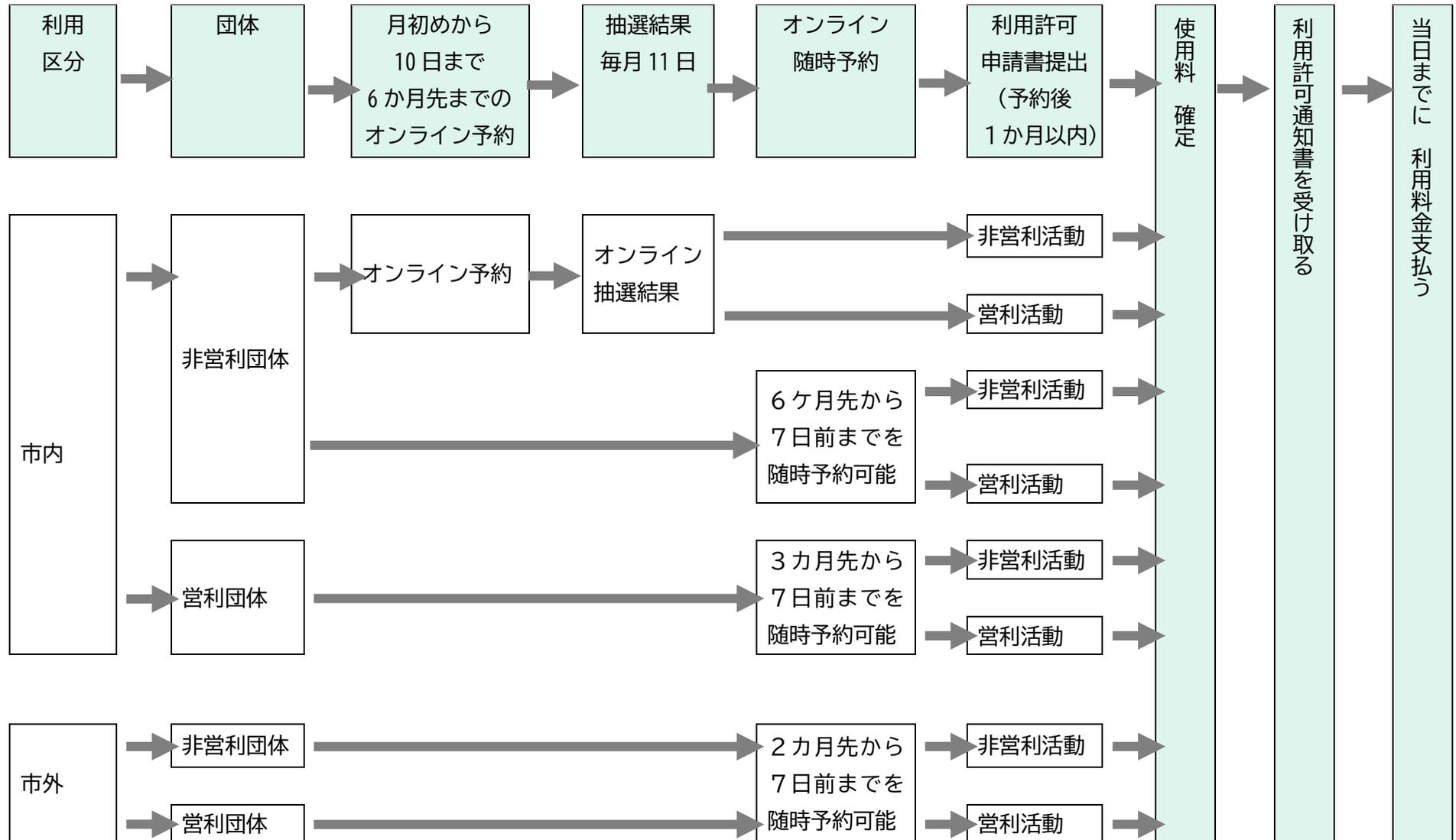
資料 1 「地域交流センター」の利用申請に関すること

2026. 3月議会質問資料

17番議員 田中紀子

大綱 1 中項目(4) ①A ②B.C

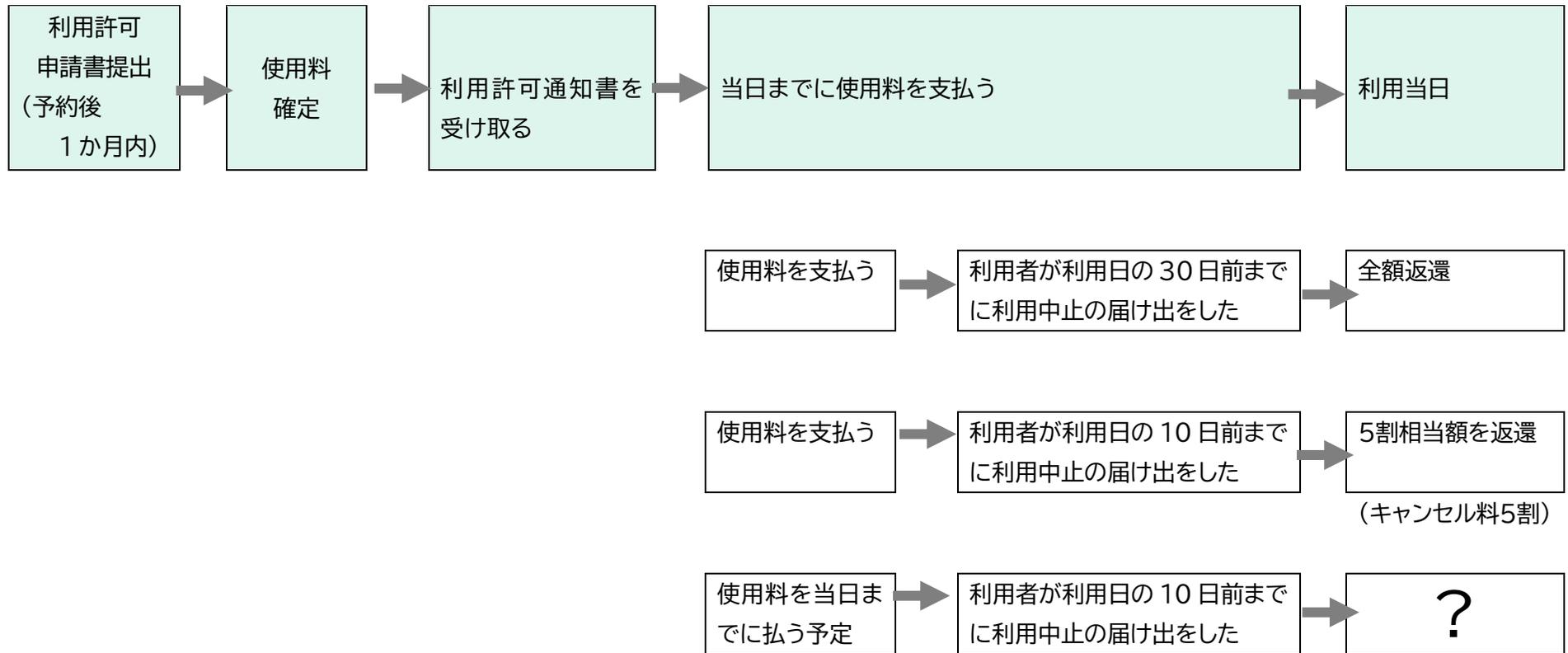
A) 利用の手引き(案)からわかった利用するまでのスケジュール



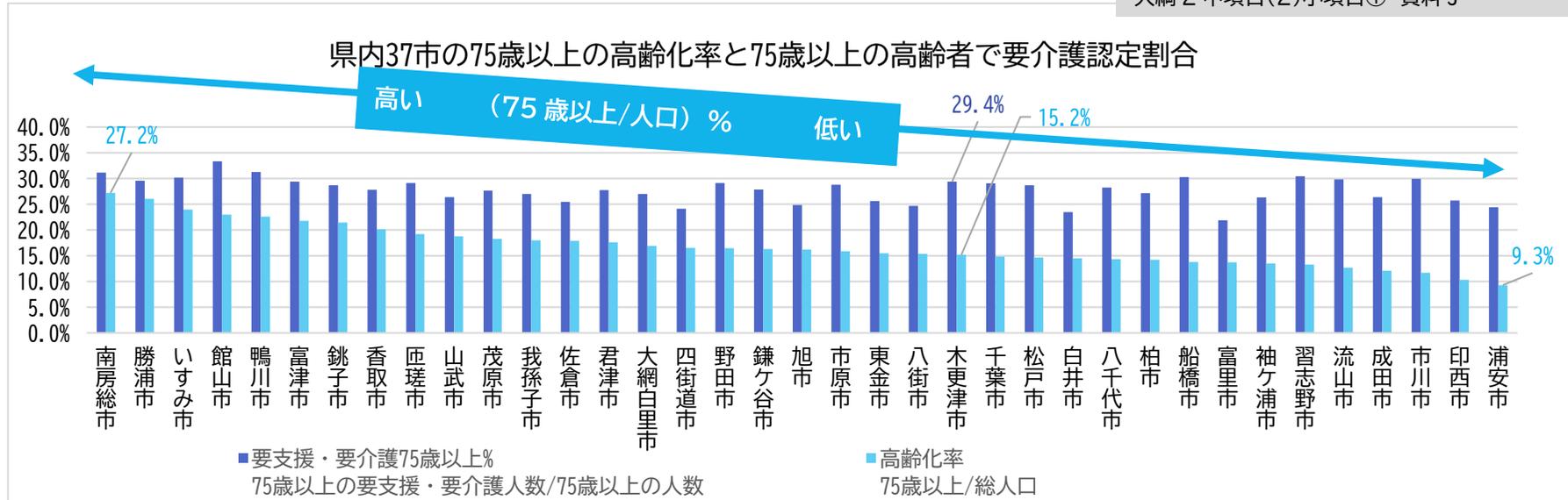
B) 利用申請後のキャンセルについて

2026. 3月まで	<p>公民館管理運営規則</p> <p>第8条 条例第9条第2項の規定による公民館の使用料は、第6条第2項に規定する公民館使用(取消・変更)許可通知書の交付を受けたとき納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>
2026. 4月から	<p>地域交流センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>第6条(利用の許可) 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする</p> <p>第7条 (利用中止の届出)利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該利用許可に係る施設等(以下「許可施設等」という。)の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出なければならない</p> <p>第10条 (使用料)利用者は、交流センターの利用に係る使用料を許可施設等を利用する前に市長に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない</p> <p>利用の手引き(案)</p> <p>施設の利用を取りやめる場合は、該当の交流センターの窓口で「利用中止届書」・「使用料返還申請書」を提出してください。なお、お支払いいただいた使用料は原則返還しませんが、以下の場合は使用料の全額又は一部を返還します。</p> <p>(1) 災害その他の事故により許可施設等を利用することができなくなったとき…全額</p> <p>(2) 市が許可施設等を使用する必要性が生じたとき…全額</p> <p>(3) 利用者が利用日の30日前までに利用中止の届け出をした場合…全額</p> <p>(4) 利用者が利用日の10日前までに利用中止の届け出をした場合…5割に相当する額</p> <p>※(3)と(4)の返還金の計算は利用日を起算とした、利用中止の届け出の受理日との間の日数で算出します。</p> <p>※使用料の返還には、1か月から2か月程度のお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。</p>

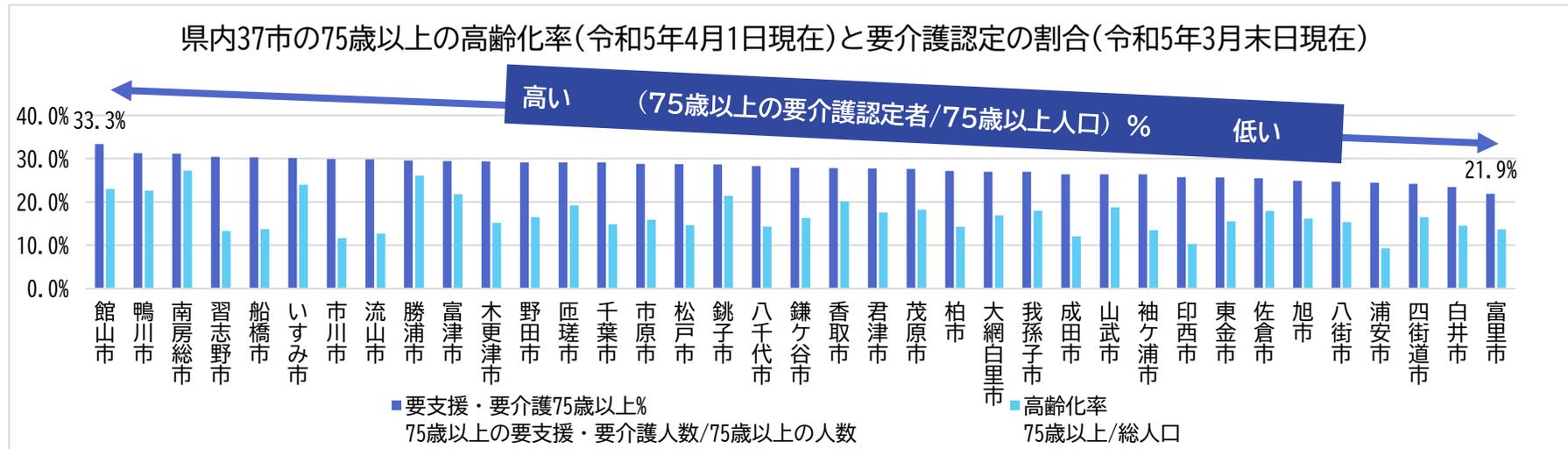
C) 利用の手引き(案)・・・利用許可後の利用中止・使用料の返還



A) 75歳以上の要介護認定 県内37市を高齢化率の高い自治体順にならべてみる

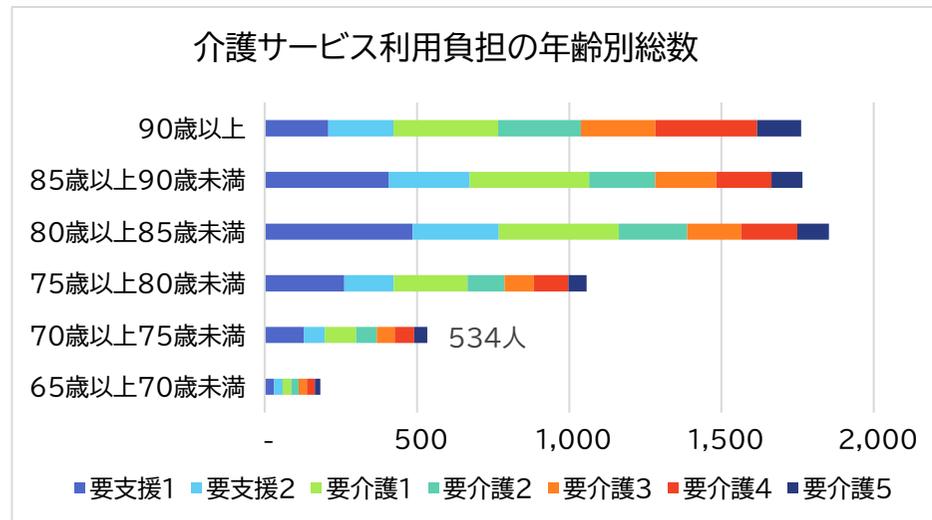


B) 75歳以上の要介護認定 県内37市を75歳以上の要介護認定の割合が多い自治体順にならべてみる

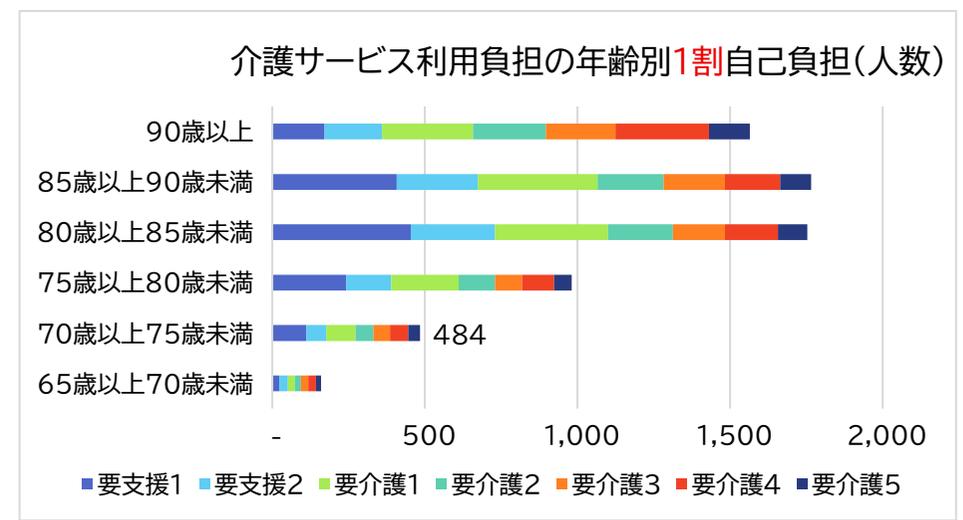


出典 千葉県統計課 市町村別高齢者人口 / 市町村別 要介護(要支援)認定者数

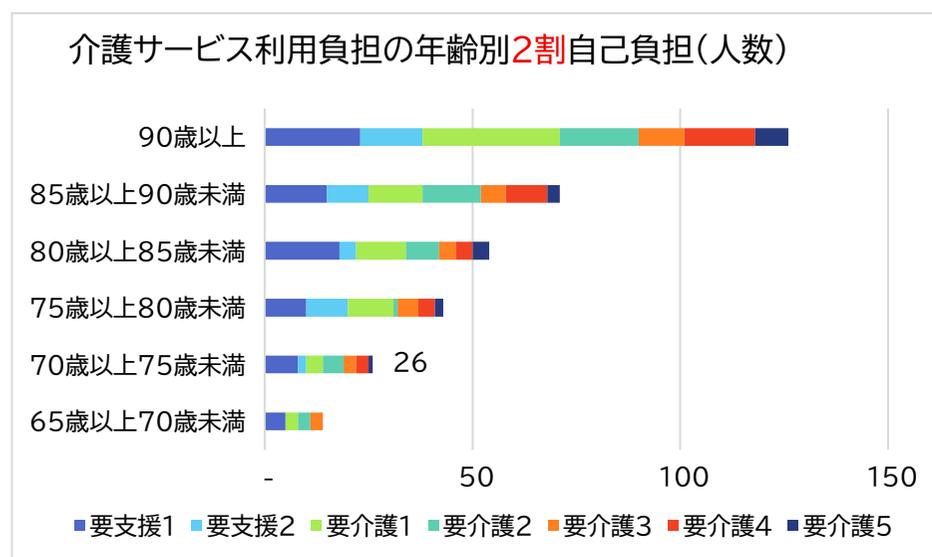
C) 介護サービス利用負担の年齢別総数



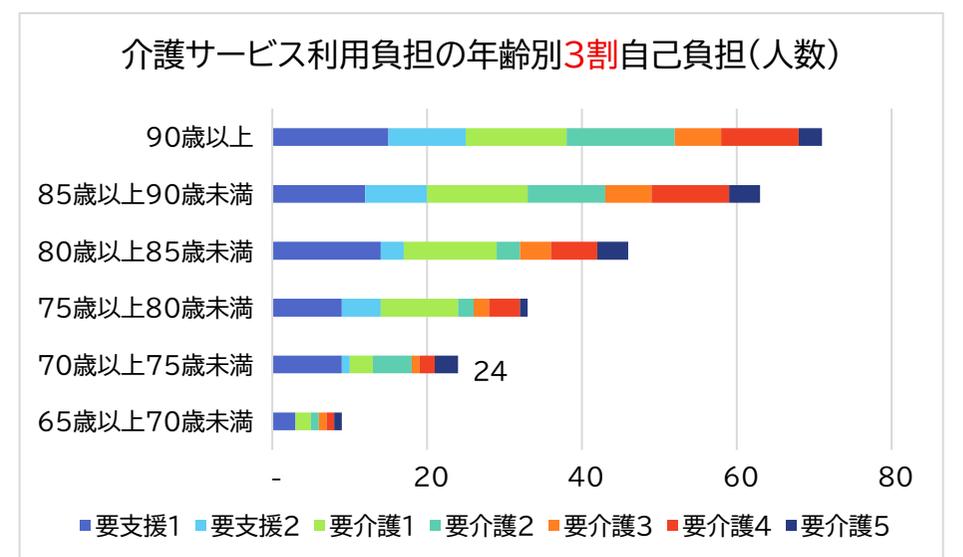
D) 介護サービス利用負担の年齢別 1割自己負担



E) 介護サービス利用負担の年齢別 2割自己負担



F) 介護サービス利用負担の年齢別 3割自己負担



G) 要介護と認知症自立度 令和2年9月末現在

認知症高齢者の日常生活自立度は、以下の「I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M」の7つのランクに分けられます。

計 2,773 人 うち要介護1と2の人は 1,916 人

要介護度ごとの認知症自立度の分布 令和2年9月末現在

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		364	407	347	276	182	169	71	1,816
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	家庭外でIIの状態が見られる。 IIa	33	42	365	184	142	122	49	937
		家庭内でもIIの状態が見られる。 IIb	2	9	286	281	199	134	75	986
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	日中を中心としてIIIの状態が見られる。 IIIa	0	0	21	149	245	250	188	853
			着替え、食事、排便・排尿が上手にできない、時間がかかる							
			やたらに物を口に入れる							
			物を拾い集める							
			徘徊がある							
			失禁する							
		大声、奇声をあげる								
火の不始末がある										
夜間を中心としてIIIの状態が見られる。 IIIb	0	0	0	7	58	55	51	171		
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	性的異常行為をするなど	0	0	0	0	6	40	121	167
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	精神症状が現れる(せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等)	0	0	0	0	0	1	3	4
		精神症状に起因する問題行動が継続する								
自立			640	526	194	183	100	76	27	1,746
不明			1	8	13	11	12	6	2	53

出典：厚生労働省「認知症高齢者の日常生活自立度」

出典：木更津市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険計画より

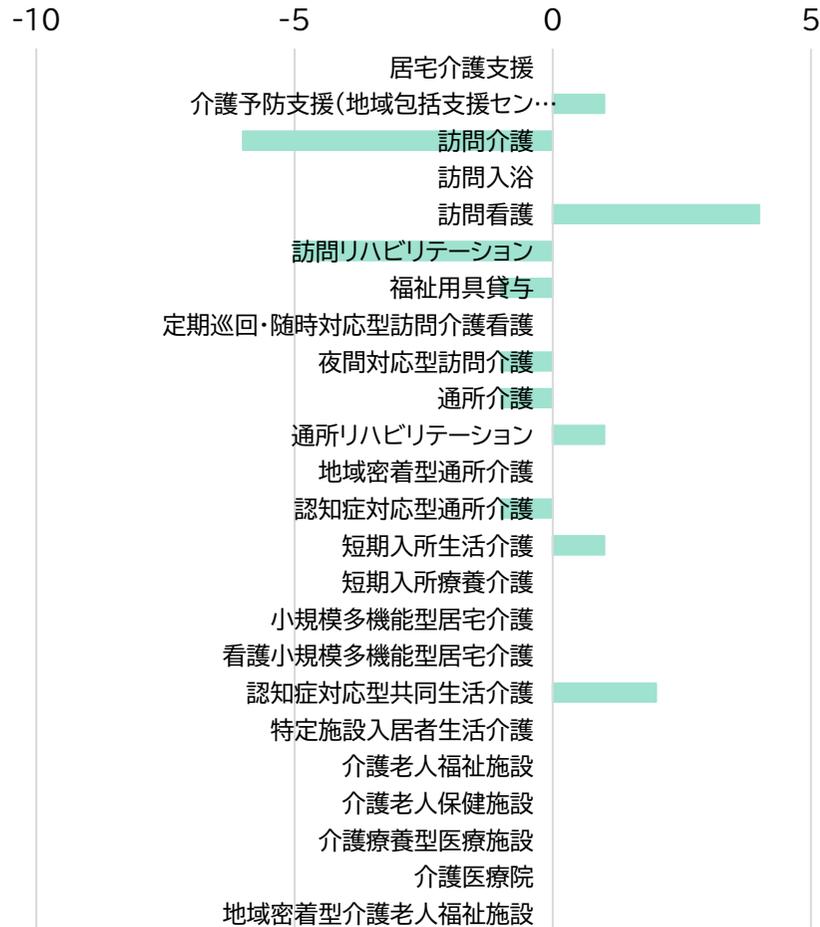
H) 要介護と認知症自立度 令和2年9月と令和5年9月と比較

令和2年より令和5年が増えたところは網掛け

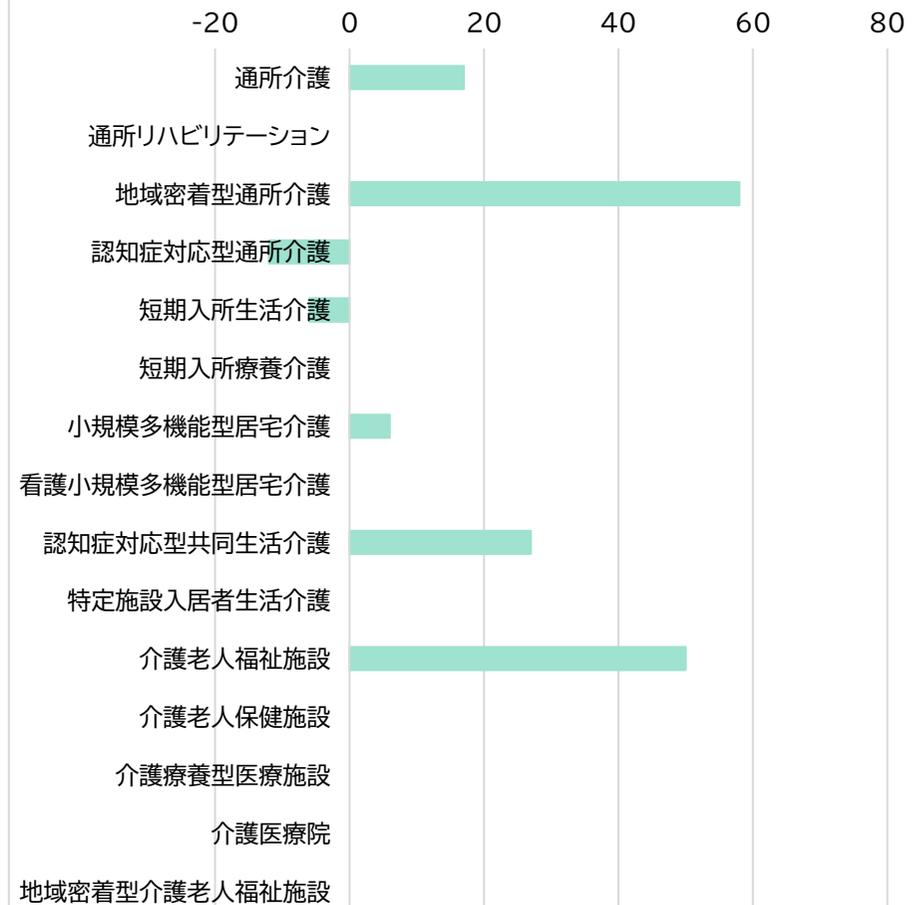
認知症自立度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
I	19	-23	128	-16	18	56	0	182
内訳	IIa	-4	-12	69	-10	16	37	110
	IIb	2	-5	-11	-44	-42	28	-79
	IIIa	0	0	-2	-42	-24	-10	-103
	IIIb	0	0	1	-1	-14	-16	-40
	IV	0	0	0	0	-2	-6	-8
	M	0	0	0	0	0	-1	1
自立	147	11	101	-1	9	36	11	314
不明	4	-3	-2	1	2	2	4	8

I) 介護事業所数・定員数の推移

各サービスの市内の事業所数を比較
令和2年9月より令和8年1月はどうか
出典 木更津市介護保険課



各サービスの市内の定員数を比較
令和2年9月より令和8年1月はどうか
出典 木更津市介護保険課



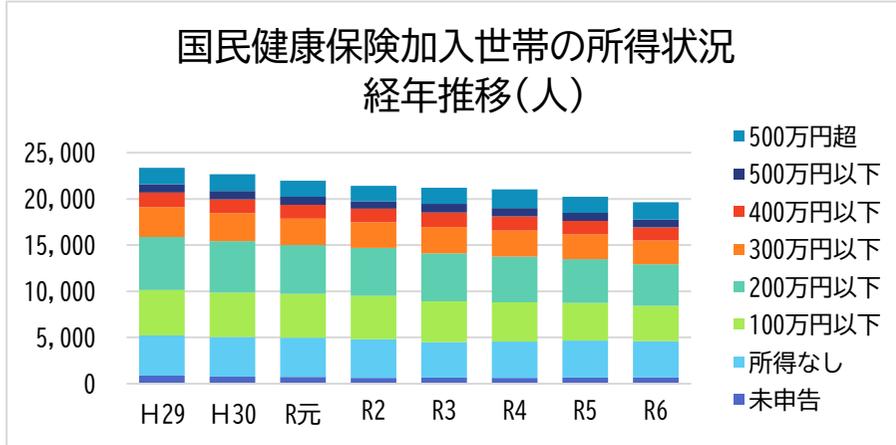
J) 介護保険計画の推移

第7期計画(平成 30 年度から平成 32 年度まで) における重点課題	第8期計画 令和3年度から令和5年度の重点課題	第9期計画 令和6年度から令和8年度の重点課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりと介護予防の推進 ● 日常生活を支援する体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防の取組みの充実と普及啓発の推進 ● ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が地域で安心して暮らし続けられるための仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくり、介護予防及び自立支援の推進 ● 地域や関係者が連携した総合的な支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療と介護連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養支援の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症施策の充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の住まいの確保 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス基盤の整備 ● 介護人材等の確保 ● 家族介護者支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービス基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護サービスの充実と事業の適正な運営
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度の確実な運営 		

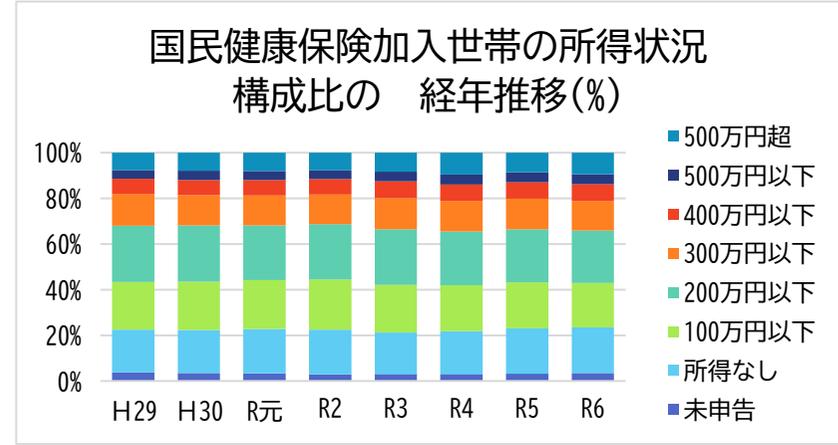
資料 3 国民健康保険の現状と今後

2026. 3月議会質問資料
 17番議員 田中紀子
 大綱 3 中項目(1)小項目①資料 A.B.C.D
 中項目(2)小項目①資料 E.F
 小項目②資料 G

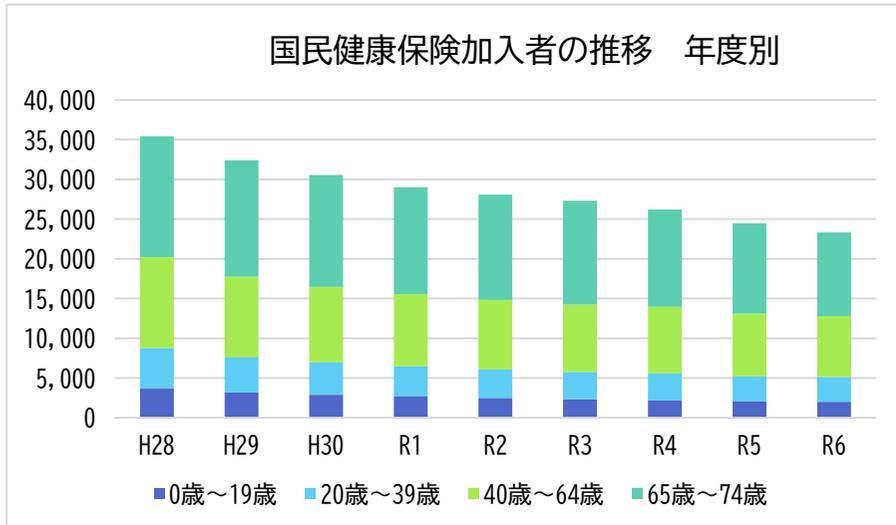
資料 A



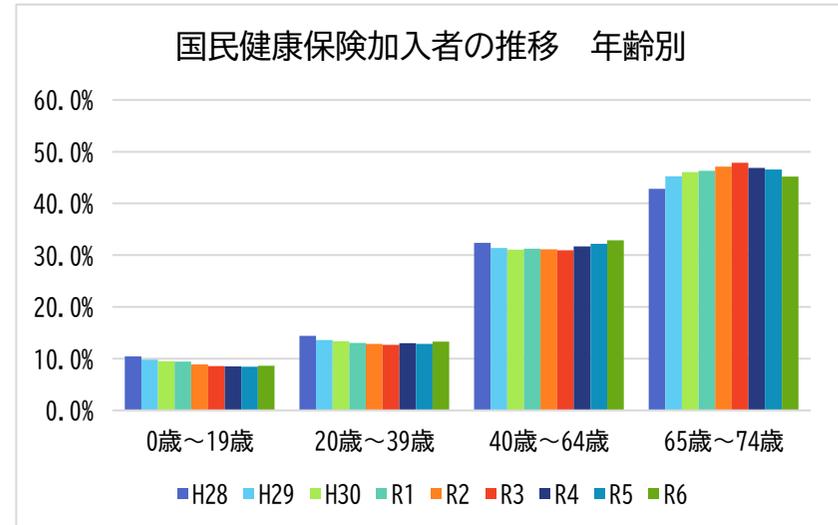
資料 B



資料 C



資料 D



資料 E

70 歳未満の人の自己負担限度額

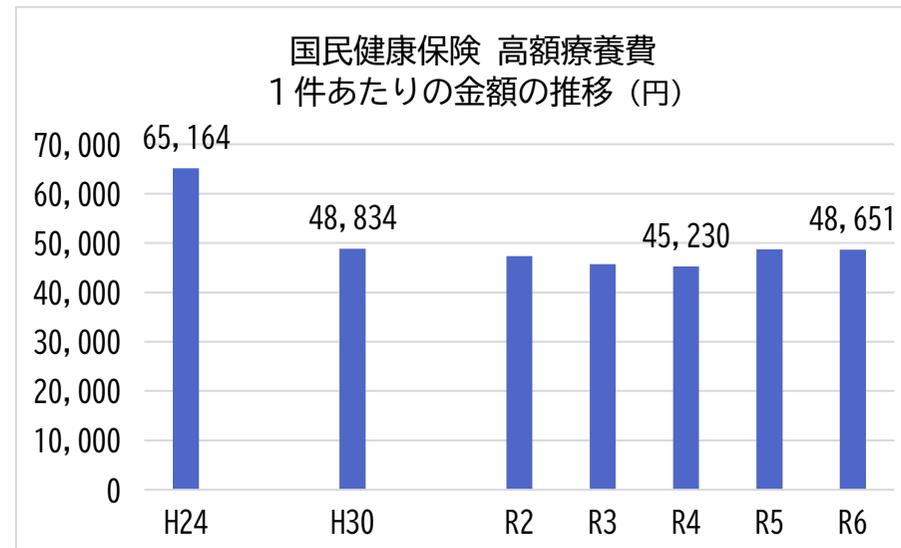
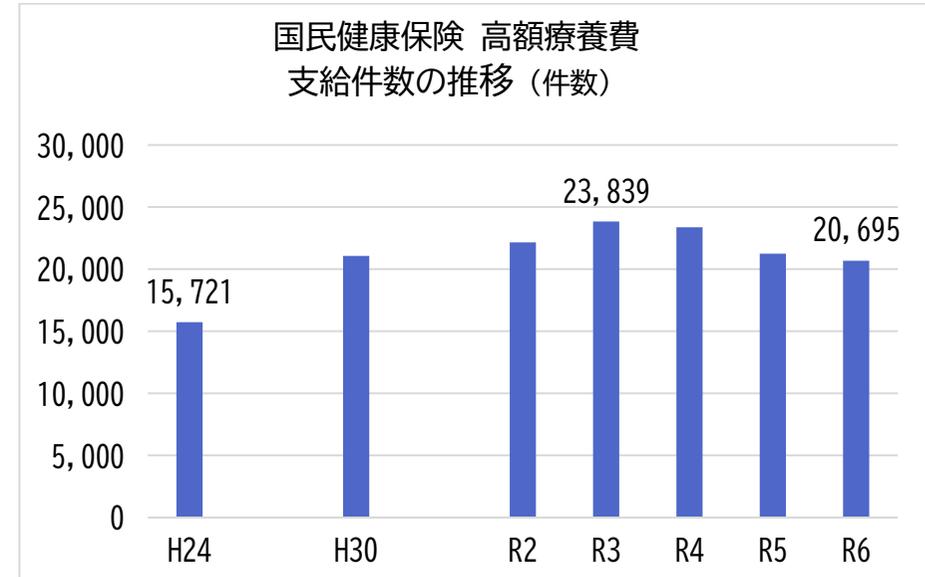
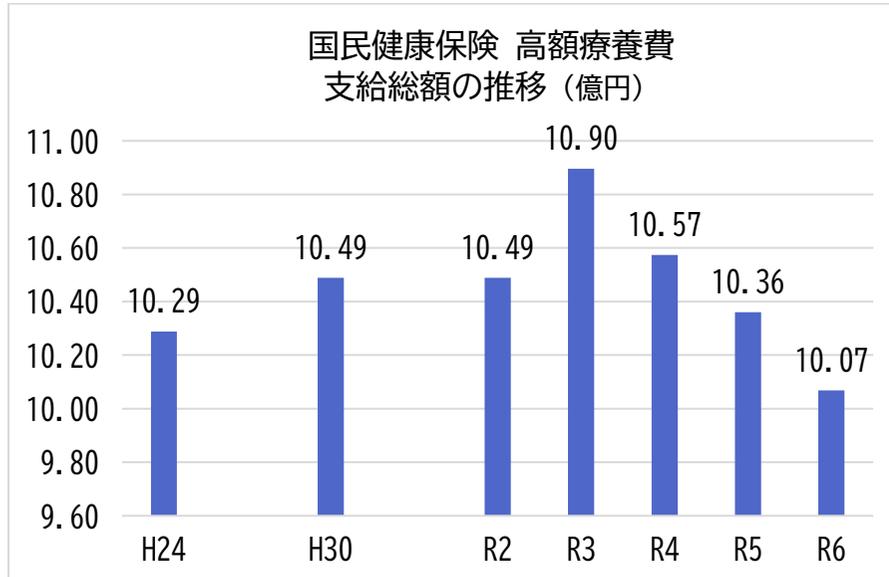
自己負担限度額（月額）	1ヶ月の限度額	所得要件
上位所得世帯ア	252,600円+(実際の医療費-842,000円)×1% (4回目からは140,100円)	所得が901万円を超える
上位所得世帯イ	167,400円+(実際の医療費-558,000円)×1% (4回目からは93,000円)	所得が600万円を超え901万円以下
一般世帯ウ	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% (4回目からは44,400円)	所得が210万円を超え600万円以下
一般世帯エ	57,600円(4回目からは44,400円)	所得が210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)
住民税非課税世帯オ	35,400円(4回目からは24,600円)	住民税非課税世帯

- ・ 所得とは、国民健康保険税の算定の基礎となる「基礎控除後の総所得金額等」のことであります。
- ・ 12ヶ月間に4回以上高額療養費の該当となったときは、4回目から限度額が()の金額にさがります。
- ・ ひとつの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

70 歳以上 75 歳未満の人の自己負担限度額

自己負担限度額（月額）	外来限度額（個人ごと）	外来+入院の限度額（世帯ごと）	所得要件
現役並み所得者3	252,600円+(実際の医療費-842,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは140,100円	252,600円+(実際の医療費-842,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは140,100円	課税所得 690万円以上の方
現役並み所得者2	167,400円+(実際の医療費-558,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは93,000円	167,400円+(実際の医療費-558,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは93,000円	課税所得 380万円以上の方
現役並み所得者1	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは44,400円	80,100円+(実際の医療費-267,000円)×1% (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは44,400円	課税所得 145万円以上の方
一般	18,000円 (注意)年間(8月~翌年7月)144,000円を上限	57,600円 (注意)過去12ヶ月で該当月が4回目以降のときは44,400円	課税所得 145万円未満の方
低所得2	8,000円	24,600円	住民税非課税世帯
低所得1	8,000円	15,000円	住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)

資料 F 国民健康保険 高額療養費の支給総額と支給件数の推移



資料 G 全国の国民健康保険税が高い自治体 年収350万円 4人世帯の保険料を比較 2025年度 出典:中央社会保障推進協議会

順	市町村名	国保税(料)万円	順	市町村名	国保税(料)万円	順	市町村名	国保税(料)万円	順	市町村名	国保税(料)万円
1	福島県葛尾村	53.5	794	千葉県館山市	33.7	1324	千葉県長生村	30.2	1730	沖縄県北大東村	19.4
2	京都府久遠山町	45.5	808	千葉県鴨川市	33.6	1324	千葉県神崎町	30.2	1732	沖縄県伊是名村	19.2
3	福島県双葉町	44.3	880	千葉県勝浦市	33.1	1324	千葉県多古町	30.2	1733	東京都小笠原村	18.8
4	東京都江戸川区	44.1	932	千葉県長柄町	32.8	1342	千葉県八千代市	30.1			
5	北海道長万部町	44.1	932	千葉県船橋市	32.8	1373	千葉県白井市	29.9			
6	宮崎県小林市	44.0	957	千葉県東金市	32.7	1373	千葉県いすみ市	29.9			
7	京都府宇治市	43.7	1006	千葉県袖ヶ浦市	32.4	1373	千葉県旭市	29.9			
8	佐賀県佐賀市	43.6	1033	千葉県富津市	32.2	1373	千葉県匝瑳市	29.9			
9	佐賀県多久市	43.6	1051	千葉県芝山町	32.1	1400	千葉県野田市	29.7			
10	京都府向日市	43.5	1051	千葉県印西市	32.1	1413	千葉県山武市	29.6			
127	千葉県睦沢町	39.0	1066	千葉県鎌ヶ谷市	32.0	1443	千葉県九十九里町	29.4			
346	千葉県酒々井町	36.3	1066	千葉県千葉市	32.0	1453	千葉県浦安市	29.3			
490	千葉県我孫子市	35.5	1066	千葉県木更津市	32.0	1471	千葉県佐倉市	29.1			
626	千葉県銚子市	34.7	1066	千葉県大網白里市	32.0	1505	千葉県成田市	28.7			
647	千葉県香取市	34.6	1087	千葉県流山市	31.9	1566	千葉県東庄町	27.9			
647	千葉県大多喜町	34.6	1087	千葉県松戸市	31.9	1607	千葉県富里市	27.1			
647	千葉県習志野市	34.6	1128	千葉県一宮町	31.7	1629	千葉県市川市	26.5			
666	千葉県四街道市	34.5	1131	千葉県八街市	31.6	1648	千葉県御宿町	26.1			
666	千葉県南房総市	34.5	1155	千葉県白子町	31.4	1726	福島県南相馬市	20.7			
686	千葉県長南町	34.4	1234	千葉県栄町	30.9	1726	北海道猿払村	20.7			
699	千葉県鋸南町	34.3	1255	千葉県君津市	30.8	1728	長野県根羽村	20.6			
737	千葉県市原市	34.2	1264	千葉県横芝光町	30.7	1729	鳥取県智頭町	20.2			
760	千葉県柏市	33.9	1278	千葉県茂原市	30.6	1730	島根県知夫村	19.4			

※ 千葉県の市町村

※ 国の国保税(料)を高額順に、上位10位、下位10位と千葉県内の市町村を並べました。